

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂を踏まえた 耐震安全性評価実施計画書の提出について

平成 18 年 10 月 18 日
東京電力株式会社

当社は、平成 18 年 9 月 19 日付けで「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下「新耐震指針」という）が改訂されたことに伴い、9 月 20 日に経済産業省原子力安全・保安院より既設プラントの耐震安全性評価^{*1}の実施に関する指示^{*2}を受けました。

本日、この指示に基づき、同院に耐震安全性評価実施計画書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

今後、実施計画書に基づき、新耐震指針に照らした耐震安全性評価を計画的に実施していくとともに、必要に応じて適切な措置を講じてまいります。

以 上

* 1 耐震安全性評価

地質および地震調査結果に基づき基準地震動を策定し、その基準地震動に対する機器・建屋などの地震応答解析から機器・配管等の評価を実施するもの。

* 2 既設プラントの耐震安全性評価の実施に関する指示

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価等の実施について（平成 18・09・19 原院第 6 号）

1. 既設発電用原子炉施設の耐震安全性評価

- 新耐震指針に照らして既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価を行い、当院に報告すること。
- 既設発電用原子炉施設の耐震安全性評価に当たっては、別添の「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」に基づき実施すること。
- 耐震安全性評価の実施に先立ち、事業所毎に評価に係る対象施設、期間等を示した実施計画書を作成し、作成後遅滞なく当院に報告すること。

2. 「残余のリスク」の評価

- 発電用原子炉施設の「残余のリスク」の定量的な評価を行い、当院に報告すること。
- 「残余のリスク」の評価に当たって、最新の知見及び手法に基づき実施すること。
- 既設発電用原子炉施設の「残余のリスク」の評価は、1. の耐震安全性評価の報告以降、速やかに当院に報告すること。新規立地及び既存のサイトにおける原子炉本体単位の増設の発電用原子炉施設については、その評価が可能となった段階で当院に報告すること。

添付資料：当社原子力発電所における耐震安全性評価実施計画の概要